

平成18年5月12日

各位

会社名 株式会社日清製粉グループ本社
代表者 取締役社長 長谷川 浩嗣
(東証・大証 2002)
問合せ先 総務本部 広報グループ長
稲垣 泉
電話 03-5282-6651

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成18年6月28日開催予定の第162回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 公告に関する利便性の向上及び費用の削減を図るため、定款第4条を変更し、公告方法をインターネットのホームページ上に掲載する電子公告とするとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 社外取締役として適切な人材の招聘を容易にするため、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を変更後の定款第31条(取締役の責任免除)第2項として新設するものであります。なお、この規定の新設に関する議案の本定時株主総会への提出については、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 「会社法」(平成17年法律第86号)が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ①株券を発行する旨の規定を変更後の定款第6条(株券の発行)として新設するものであります。
 - ②単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限する規定を変更後の定款第8条(単元未満株式についての権利)として新設するものであります。
 - ③株主総会参考書類の一部等につき、インターネットによる開示をもって株主の皆様へ提供したものとみなすことができる旨の規定を変更後の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)として新設するものであります。
 - ④当会社が取締役会、監査役及び監査役会、会計監査人を設置する旨の規定を変更後の定款第23条(取締役会の設置)、第32条(監査役及び監査役会の設置)及び第42条(会計監査人の設置)として新設するものであります。
 - ⑤機動的な意思決定を行うことができるよう、書面又は電磁的記録による同意をもって取締役会の決議があったものとみなす旨の規定を変更後の定款第27条(取締役会の決議の省略)として新設するものであります。
 - ⑥社外監査役として適切な人材の招聘を容易にするため、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を変更後の定款第41条(監査役の責任免除)第2項として新設するものであります。
 - ⑦新たに会計監査人の章を設け、会計監査人の設置のほか、その選任、任期についての規定を変更後の定款第43条(選任)、第44条(任期)として新設するものであります。
 - ⑧機動的な資本政策が可能となるよう、剰余金の配当等を、株主総会決議に加えて、取締役会の決議によっても定めることができる旨の規定を変更後の定款第46条(剰余金の配当等の決定機関)として新設するものであります。
 - ⑨引用条文、用語及び表現等について所要の変更を行うとともに、条文の移設、削除及び条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成18年6月28日（水曜日）

定款変更の効力発生日 平成18年6月28日（水曜日）

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>公告の方法</u>) 第4条 <u>当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(<u>会社が発行する株式の総数</u>) 第5条 <u>当社の発行する株式の総数は、9億3285万6千株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(<u>自己株式の取得</u>) 第6条 <u>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p>(<u>1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>) 第7条 <u>当社の1単元の株式の数は、500株とする。当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>公告方法</u>) 第4条 <u>当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>) 第5条 <u>当社の発行可能株式総数は、9億3285万6千株とする。</u></p> <p>(<u>株券の発行</u>) 第6条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削 る)</p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>) 第7条 <u>当社の単元株式数は、500株とする。当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>) 第8条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>

<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第8条</u> 当社の<u>単元未満株式を有する株主</u> (実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p><u>第9条</u> 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>及び<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券不所持の申出、株券の交付、単元未満株式の買取り及び買増し、届出の受理等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株券の種類並びに株式の<u>名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券不所持の申出、株券の交付、株主の住所印鑑等の届出、在外株主の仮住所又は代理人の届出、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、<u>定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> <u>前項その他定款に定めがある場合の外、必要があるときは、予め公告して一定の日を定め、その日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は質権者とする</u>ことができる。</p>	<p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第11条</u> 当社の株券の種類並びに株式に関する<u>取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p> <p>(削る)</p>
---	--

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者)</p> <p><u>第 1 3 条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合の外、取締役会の決議により、取締役社長が、これを招集する。取締役社長に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p><u>第 1 4 条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p><u>第 1 5 条</u> 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合の外、出席株主の議決権の過半数により決する。<u>商法第 3 4 3 条の定めによる特別決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上により決する。株主又はその法定代理人は、総会毎に当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第 1 3 条</u> 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 3 1 日とする。</p> <p>(招集権者)</p> <p><u>第 1 4 条</u> 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が、これを招集する。取締役社長に事故があるときは、予め、取締役会の定める順序に従い、他の取締役がこれに代る。</p> <p><u>第 1 5 条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第 1 6 条</u> 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の要件)</p> <p><u>第 1 7 条</u> 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。<u>会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;">(議決権の代理行使)</p> <p><u>第 1 8 条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
---	---

<p>(議事録)</p>	
<p><u>第16条</u> 株主総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が、これに記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(定員) <u>第17条</u> 当会社に取締役14名以内を置く。</p>	<p>(定員) <u>第19条</u> 当会社の取締役は、14名以内とする。</p>
<p>(選任) <u>第18条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任の決議をする場合には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任) <u>第20条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任の決議をする場合には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u> 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期) <u>第19条</u> 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結したときに満了する。</u></p>	<p>(任期) <u>第21条</u> 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p>
<p>(報酬) <u>第20条</u> 取締役の報酬は、株主総会でこれを定める。</p>	<p>(報酬等) <u>第22条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の設置)</p>
<p><u>第21条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第23条</u> 当会社は、取締役会を置く。</p>
<p>(取締役会の招集)</p>	<p><u>第24条</u> (現行どおり)</p>
<p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前に発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集)</p>
<p>(取締役会の決議要件) <u>第23条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数出席して、その<u>取締役の過半数を以て決する。</u></p>	<p><u>第25条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(取締役会の決議要件) <u>第26条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>	<p>(取締役会の決議要件) <u>第26条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(取締役会)</u></p> <p><u>第24条</u> <u>取締役会は、特に法令で定める事項の外、業務執行に関する重要事項を決定する。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第25条</u> <u>取締役会の決議により、代表取締役を定める。</u></p> <p>(役付取締役、執行役員、相談役、顧問)</p> <p><u>第26条</u> <u>取締役会は、その決議により、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</u> <u>取締役会の決議により、執行役員、相談役、顧問を置くことがある。</u></p> <p><u>(取締役会議事録)</u></p> <p><u>第27条</u> <u>取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が、記名捺印又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>第28条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> <u>当社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p><u>第27条</u> <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p>(代表取締役)</p> <p><u>第28条</u> <u>取締役会は、その決議により、代表取締役を選定する。</u></p> <p>(役付取締役、執行役員、相談役、顧問)</p> <p><u>第29条</u> <u>取締役会は、その決議により、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。</u> <u>取締役会の決議により、執行役員、相談役、顧問を置くことがある。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 る)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第31条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>(監査役及び監査役会の設置)</u></p> <p><u>第32条</u> <u>当社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p>
--	--

<p>(定員) 第30条 当会社に<u>監査役5名以内を置く。</u></p>	<p>(定員) 第33条 当会社の<u>監査役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任の決議をする場合には、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>	<p>(選任) 第34条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任の決議をする場合には、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。</u></p>
<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結したときに満了する。</u></p>	<p>(任期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u></p>
<p>(報酬) 第33条 監査役の報酬は、<u>株主総会でこれを定める。</u></p>	<p>(報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(常勤の監査役及び常任監査役) 第34条 <u>監査役はその互選をもって常勤の監査役を定める。</u> <u>監査役の互選により、常任監査役を置くことがある。</u></p>	<p>(常勤の監査役及び常任監査役) 第37条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> <u>監査役会の決議により、常任監査役を置くことがある。</u></p>
<p>(監査役会の招集) 第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前に発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(監査役会の招集) 第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。但し、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(監査役会の決議要件) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の<u>外</u>、<u>監査役の過半数を以て決する。</u></p>	<p>(監査役会の決議要件) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(監査役会議事録) 第37条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、出席した監査役が、記名捺印又は電子署名を行う。</u></p>	<p>(削る)</p>
<p>第38条 (条文省略)</p>	<p>第40条 (現行どおり)</p>

<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第39条</u> 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p>(営業年度及び決算)</p> <p><u>第40条</u> 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>毎営業年度末に決算を行う。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第41条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、取締役会の決議をもって、<u>同法第423条第1項に規定する監査役</u>（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、<u>会社法第427条第1項</u>の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項に規定する社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 会計監査人</u></p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>(選任)</p> <p><u>第43条</u> <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p><u>第44条</u> <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時に満了する。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第7章 計 算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第45条</u> 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p><u>第46条</u> 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。</u></p>
---	---

<p>(利益配当)</p> <p><u>第41条</u> <u>利益配当金は、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第42条</u> <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</u></p> <p>(利益配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第43条</u> <u>利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から、満3年を経過しても、なお、株主が受領しないときは、会社は、その支払の義務を免れるものとする。</u> <u>利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p>(剰余金配当の基準日)</p> <p><u>第47条</u> <u>当社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p><u>第48条</u> <u>当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項の中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当財産の除斥期間)</p> <p><u>第49条</u> <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払の義務を免れるものとする。</u> <u>前項の金銭には、利息をつけない。</u></p>
--	---